

東金市子育てのための施設等利用給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市規則第 4 1 号

東金市子育てのための施設等利用給付に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

東金市子育てのための施設等利用給付に関する規則の一部を改正する規則

東金市子育てのための施設等利用給付に関する規則（令和元年東金市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式中「25,700円」を「28,000円」に改める。

別記第16号様式中「37,000円」を「40,300円」に、「42,000円」を「45,700円」に、「37,000（42,000）円」を「40,300（45,700）円」に改める。

別記第17号様式中「450」を「490」に、「11,300円」を「12,300円」に、「16,300円」を「17,700円」に改める。

別記第23号様式中「第29号様式」を「第25号様式」に改める。

別記第24号様式中「第29号様式」を「第26号様式」に改める。

別記第25号様式中「25,700円」を「28,000円」に改める。

別記第26号様式中「37,000円」を「40,300円」に、「42,000円」を「45,700円」に、「37,000（42,000）円」を「40,300（45,700）円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の東金市子育てのための施設等利用給付に関する規則の規定は、令和8年10月1日以後の施設等利用費について適用し、同日前の施設等利用費については、なお従前の例による。